

便利な口座振替のご利用を

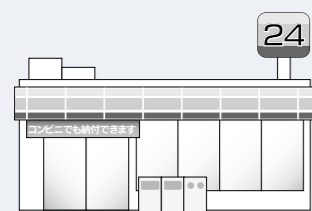


口座振替の登録すると、金融機関の預貯金口座から自動的に市税のお支払いができます。一度手続きをすれば、納付のたびに金融機関等へ行く必要がなくなり、納め忘れがありません。

《申し込み》

①預貯金通帳、②預貯金通帳の印鑑を持参して、市内の金融機関（郵便局を含む）または市役所の窓口で手続きすることができます。なお、口座振替の開始には、数週間かかる場合がありますので、受付窓口等でご確認ください。

コンビニでも納付できます



本年度から、市税をコンビニエンスストアで納付できるようになりました。平日に銀行、市役所に行くことが難しい人など、曜日や時間を気にすることなく、営業時間内であればいつでも納付できますので、お近くのコンビニエンスストアをご利用ください。納付できる店舗は、納付書の裏面に記載されています。ただし、バーコードが印字されていない納付書や、納期限が過ぎたものはコンビニエンスストアで納付できませんので、これまでどおり市内等の金融機関や市役所窓口等で納付ください。

固定資産税の縦覧

毎年1月1日現在、市内に所在する土地・家屋・償却資産に対し、その所有者に課税されます。

- ◆税額 課税標準額×税率 1.4%＝税額
 - ◆免税点 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が免税点（土地＝30万円 家屋＝20万円 償却資産＝150万円）に満たない場合は課税されません。
 - ◆縦覧制度 土地または家屋の納税者は、「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」により市内すべての土地または家屋の価格をご覧いただくことができます。
 - ・土地価格等縦覧帳簿：所在、地目、地積、価格を記載
 - ・家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載
- 縦覧期間 5月31日（金）まで
縦覧場所 税務課（市役所三原庁舎）



障害のある人に対する軽自動車税を減免

身体障害者などのために使用する軽自動車等で一定の要件を満たせば、申請により軽自動車税の減免を受けられます。なお、減免できる自動車は対象者1人につき1台であるため普通車の減免を受けている場合は対象外です。普通自動車の減免申請は、洲本県税事務所（☎26-2026）にお問い合わせください。

●新規で減免申請する人

- ◆申請時の持参物
 - ①印鑑（認印可）②運転者の運転免許証③車検証
 - ④身体障害者手帳又は戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ◆提出先 総合窓口センターもしくは税務課
- ◆提出期限 5月24日（金）



●昨年度減免を受けていた人

自宅に郵送している継続用申請書に必要な事項を記入し、4月12日（金）までに返送してください。
※申請内容が昨年度と異なる場合は新規の手続きを行っていただきます

平成25年度市税の納付がスタートします

税務課（☎43-5022）・収税課（☎43-5034）

納期のお知らせ

平成25年度の各種税の納期は下の表のとおりとなっています。

全期前納は引き続きできます!!

前納報奨金は廃止されましたが、『納付書』または『口座振替』により全期分を一括して納めることもできます。また、口座振替での全期前納から期別納付に変更をご希望方は、4月末までにご連絡ください。（口座振替による全期分の一括納付は、固定資産税、市・県民税で全納登録（振替の届け出）のある人が対象です。）

	固定資産税	軽自動車税	市・県民税	国民健康保険税
4月				
5月	1期（5月31日）	全期（5月31日）		
6月			1期（7月1日）	
7月	2期（7月31日）			1期（7月31日）
8月			2期（9月2日）	2期（9月2日）
9月	3期（9月30日）			3期（9月30日）
10月			3期（10月31日）	4期（10月31日）
11月	4期（12月2日）			5期（12月2日）
12月				6期（12月25日）
1月			4期（1月31日）	7期（1月31日）
2月				8期（2月28日）
3月				9期（3月31日）

国民健康保険税の納付回数が年9回

平成25年度から、前年の所得等が確定する7月に保険税額を決定することにより、計算の過程がわかりやすくなります。また、7月以後の納期を増やすこととし、1回あたりの納税額が少なくなります。ただし、年金からの天引き（特別徴収）の方は、これまでと同じ年6回（4・6・8・10・12・翌年2月）の納付です。

●変更による効果

- ①保険税額の計算がわかりやすくなります
本算定で決定した年税額を納期数で割った金額がおおよそ1回あたりの納付額となります。
- ②納税通知が年1回になります
7月の1回のみとなります。（ただし、途中で社会保険に加入するなど税額に変更がある場合は、再計算して通知します）。
- ③納付月が変わります
4月から6月までは納期はありませんが、7月から翌年3月まで毎月納付があります。納期は増えますが、年間の保険税額は変わりません（所得などに増減があった場合を除く）。

納期限までに必ず納付してください

納付を忘れて納期限を過ぎると、本来の税額のほかに延滞金もあわせて納めなければなりません。延滞金は法律によって年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は年7.3%）と定められています。また、そのまま放置されると、大切な財産（動産・不動産・給与・預金など）の差押など滞納処分を受けることになります。市税の滞納は、納税者にとって不利益になるだけではありません。滞納整理にかかる費用は市民のみなさんの貴重な市税から支出されることになります。市税を有効に活用するためにも、必ず納期限までに納付をお願いします。